

● 1 上下水道施設等のポンプ場、汚水処理場等

耐火建築物で、内部の設備が水管、貯水槽又は貯水池のみで、出火源となる物件が原動機、電動機等で出火のおそれが著しく少なく、可燃性物品の存置がなく、延焼拡大のおそれがないと認められる上下水道のポンプ場、汚水処理場及び排水機場のうち、施行令により消防用設備等が必要なものにおける下記の消防用設備等の取扱いは、次のとおりとする。

なお、下記により令第 32 条の規定を適用する際は要特例申請。

- (1) 消火器具
 - ア 通常の姿勢で通行できない管廊及び洞道部分は、令第 32 条により不要。
 - イ ア以外の洞道部分は、令第 32 条の規定の適用により主たる出入り口、点検口付近に歩行距離に応じた数（最大 2 個）の消火器をまとめて設置すれば足りること。
 - ウ 沈砂池、貯水池の部分は令第 32 条の規定の適用により不要。
 - エ 上記アからウの部分以外は、基準どおり設置
- (2) 屋内消火栓設備
 - ア 通常の姿勢で通行できない管廊及び洞道部分は、令第 32 条の規定により不要。
 - イ ア以外の洞道部分で、配管、電線等以外に可燃性物品の存置がないものは、令第 32 条の規定の適用により不要。
 - ウ 沈砂池、貯水池の部分は令第 32 条の規定の適用により不要。
 - エ 上記アからウの部分以外は、基準どおり設置
◇(2)平成 27 年 1 月 1 日改訂
- (3) 屋外消火栓設備は、令第 32 条の規定の適用により不要。
- (4) 自動火災報知設備
 - ア 通常の姿勢で通行できない管廊及び洞道部分は、令第 32 条の規定の適用により不要。
 - イ ア以外の洞道部分は、令第 32 条の規定の適用により主たる出入り口、点検口付近に総合盤を設置すれば足りること。
 - ウ 沈砂池、貯水池で、水没の可能性の高い部分は、令第 32 条の規定の適用により不要。
 - エ 沈砂池、貯水池及び腐食性ガスの滞留する部分の感知器は、令第 32 条の規定の適用により不要。
 - オ 上記ア、イ、ウ及びエ以外の部分は、基準どおり設置 ★
- (5) 非常警報設備（放送設備）
 - ア 通常無人（人の存する時間が 1 日 2 時間未満）である部分は、令第 32 条の規定の適用により不要。
 - イ ア以外の部分は、基準どおり設置 ★
- (6) 誘導灯
 - ア 通常の姿勢で通行できない管廊及び洞道部分は、令第 32 条の規定の適用により不要。
 - イ ア以外の洞道部分は、主な出入り口に避難口誘導灯（B 級以上）を設置すること。
 - ウ 沈砂池、貯水池で、水没の可能性の高い部分は、令第 32 条の規定の適用により不要。
 - エ 上記ア、イ及びウの以外の部分は、基準どおり設置
- (7) 連結散水設備
 - ア 屋内消火栓設備を設置した部分は、令第 32 条の規定の適用により不要。
 - イ ア以外の部分は、基準どおり設置 ★
(8) 平成 27 年 1 月 1 日削除

● 2 出火危険が著しく少ない防火対象物又はその部分

次の各号に掲げる防火対象物又はその部分のうち、不燃材料で造られ、可燃性物品を収納しないもので、出火の危険がないと認められるもの又は出火の危険が著しく少なく、かつ、延焼拡大のおそれがないと認められるものについては、令第 32 条の規定を適用し、消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、屋

外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、連結散水設備、連結送水管設備及び非常コンセント設備の全て又はその一部を設置しないことができる。

- (1) 塔屋部分（自動火災報知設備の感知器は、設置すること。）
- (2) 倉庫で不燃性物件のみを収納するもの（要特例申請）
- (3) プール（プールサイドを含む。）及びアイススケート場（滑走部分に限る。）
- (4) 清涼飲料水等の製造工場（要特例申請）
- (5) 不燃性の金属及び石材等の加工工場で可燃性のものを収納又は取扱わないもの（要特例申請）

● 3 地域の集会場

◇ ●3 平成 29 年 1 月 1 日削除

● 4 浜茶屋

仮設建築物の浜茶屋については平成 6 年 4 月 20 日予防課長通知による。

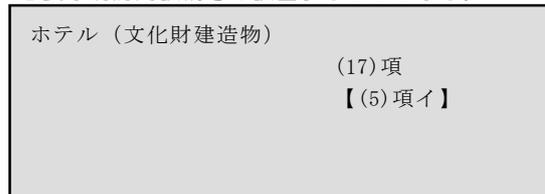
◇ ●4 平成 24 年 1 月 1 日改訂

◇ ●4 平成 26 年 1 月 1 日後段追加

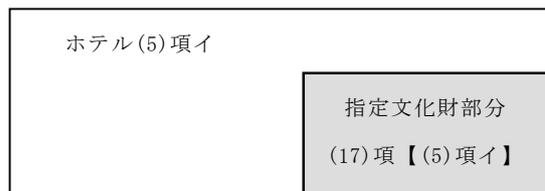
◇ ●4 平成 28 年 4 月 1 日一部削除

● 5 重要文化財

(1) 令別表第 1(17)項に掲げる防火対象物が、同表各項（(17)項を除く。）にも該当する場合（建築物に限る。以下「文化財建造物」という。）は、その用途の防火対象物又はその部分でもあること。従って文化財建造物がホテルの用途に供されている場合は(17)項に必要な消防用設備等に加え、(5)項イに必要な消防用設備等も設置することとなる。★



(5)項イの消防用設備等及び防火管理等も必要



一部が文化財として指定されている文化財建造物の用途は(17)項の部分と本来の用途の防火対象物（上図においては(5)項イと(17)項の部分※昭和 50 年 4 月 15 日消防予第 41 号・消防安第 41 号通知 1(2)の従属規定は適用しない。）となる。この場合、指定文化財部分を含めて全体に本来の用途（上図においては(5)項イ）としての消防用設備等の設置及び防火管理等が必要となり、加えて指定文化財部分には(17)項としての消防用設備等も設置しなければならない。

◇(1)平成 24 年 1 月 1 日改訂

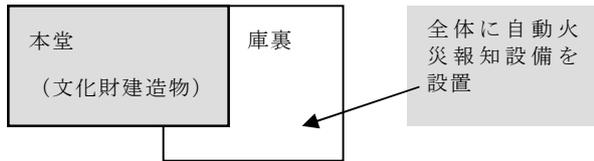
◇(1)平成 26 年 1 月 1 日図追加

◇(1)平成 28 年 4 月 1 日一部改訂

(2) 文化財建造物に設置する自動火災報知設備は、施行令の規定によるほか次によること。

ア 防火対象物の一部が文化財建造物である場合は、当該棟の全体に自動火災報知設備を設置すること。ただし、文化財建造物が鳥居、塔婆等の石造建造物である場合は、設置しないことができる。★

◇ 特殊な防火対象物



イ 文化財建造物を収納した建築物の特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、当該建築物の内部には電気以外の火気使用設備が全くなく、さらに周囲 20m (当該建築物の水平投影線から測定した距離) 以内に火災危険の高い火気使用設備がない場合又は自動火災報知設備を設置した建築物に収納する場合は、当該文化財建造物に自動火災報知設備を設置しないことができる。(要特例申請)

◇平成 26 年 1 月 1 改訂

◇令和 7 年 1 月 1 改訂

ウ 一間社、茶室等延べ面積が 7 m²以下の小規模な文化財建造物で、当該文化財建造物が他の建築物等から独立していて、火災発生のおそれが少なく、かつ、他の建築物等からの火災の延焼のおそれが少ない場合は、当該文化財建造物に自動火災報知設備を設置しないことができる。(要特例申請)

◇平成 26 年 1 月 1 改訂

エ 敷地内に管理者が常駐していないため、火災の発生を有効に感知できず、かつ、その敷地の周囲に民家等がない文化財建造物には、自動火災報知設備を設置しないことができる。(要特例申請)

◇平成 26 年 1 月 1 改訂

オ 電気設備及び煙突を有する火気使用設備を設けておらず、かつ、周囲の建築物等に煙突を有する火気使用設備がない文化財建造物の小屋裏又は神社内陣の部分には、感知器を設けないことができる。(要特例申請) ◇平成 26 年 1 月 1 改訂

カ 三重塔、五重塔その他これらに類する塔の小屋裏及び観覧者、参拝者等の不特定の人 (以下「観覧者」という。) を入れない城郭等の建造物の階段には、煙感知器を設けないことができる。(要特例申請) ◇平成 26 年 1 月 1 改訂

キ 文化財建造物以外の全ての部分が明らかに住居のみの用途に供されている場合は、当該住宅部分 (台所及び階段部分を除く。) に感知器を設けないことができる。(要特例申請)

◇平成 26 年 1 月 1 改訂

ク 一間社、茶室等の小規模な文化財建造物に設ける差動式分布型感知器 (空気管) の一の感知区域の露出長は、10m 以上 20m 未満とすることができる。(要特例申請) ◇平成 26 年 1 月 1 改訂

ケ 常時人が居住せず、かつ、観覧者を入れない文化財建造物には、地区音響装置を設けないことができる。(要特例申請) ◇平成 26 年 1 月 1 改訂

コ 新たに指定された文化財建造物については、自動火災報知設備の設置時期は、その指定されたときから 2 年以内とすることができる。

● 6 放送局

テレビスタジオ、ラジオスタジオ及び放送局ブース (以下「スタジオ等」という。) において放送設備を設置する場合において、次の措置の全てに適合する場合は、令第 32 条の規定を適用 (要特例申請) し、当該部分での警報放送を放送中に限りしないことができる。

- (1) ディレクターから直接指示を受けることができる。
- (2) 「放送中」の表示灯等のスイッチと連動 (インターロックしてあること。) してスタジオ等のスピーカーのみ非常放送を遮断する。
- (3) 直近に自動火災報知設備の火災信号により点滅する赤色の灯火を設けた 8 cm×28 cm 以上の大きさの白地に赤文字で「火災発生」と表示する標識をスタジオの見やすい箇所 (スタジオ等の大きさが 100 m² 以上ある場合は、複数設けること。) に設けてあ

ること。なお、この場合において「火災発生」の文字自体が点滅するものにあつては、赤色の灯火を必用としない。

◇●6 平成 26 年 1 月 1 改訂

● 7 特定 1 階段等防火対象物

令第 21 条第 1 項第 7 号に掲げる防火対象物のうち、避難階以外の階 (1 階及び 2 階を除く。) の部分の全てが次の (1) から (3) に掲げる条件のいずれかに該当する場合は、既存、新築の別を問わず、令第 32 条の規定を適用 (要特例申請) し、自動火災報知設備を設置しないことができる。

なお、令第 32 条の規定を適用して自動火災報知設備を設置しない防火対象物であっても、一般住宅等の就寝の用に供される部分を有するものにあつては、平成 23 年 8 月 2 日新消防法第 100 号設備保安課長通知「小規模な特定複合用途防火対象物に対する特例の適用改正について」2 (2) 及び (3) の例に準じ、努めて特定小規模施設用自動火災報知設備又は運動型住宅用火災警報器の設置を指導すること。

◇後段平成 24 年 1 月 1 日改訂

◇前段平成 26 年 1 月 1 改訂

◇前段令和 7 年 1 月 1 改訂

- (1) 居室以外の部分 (機械室、倉庫等) であつて、不特定多数の者の出入りがないもの。
- (2) 実態上の用途が特定用途以外の用途に供される部分であつて、「令別表第 1 に掲げる防火対象物の取扱いについて」(昭和 50 年消防予第 41 号及び消防安第 41 号。以下「41 号通知」という。) 1、(2) により、主たる用途に供される部分の従属的な部分を構成すると認められる部分とされたため、当該部分が特定用途に供される部分として取扱われているもの。
- (3) 一般住宅の用途に供される部分であつて、41 号通知 2、(2) により、防火対象物全体が特定用途に供される防火対象物として取扱われることとされたため、当該一般住宅の用途に供される部分が特定用途に供される部分として取扱われているもの。

● 8 農家民宿等

農家民宿事業 (施設を設けて人を宿泊させ、農村滞在型余暇活動 (主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農業に対する理解を深めるための活動をいう。) に必要な役務を提供する営業であつて、農業者が行うものをいう。) を営む農家民宿 (農家民宿に類する形態である林漁家民宿を含む。以下「農家民宿等」という。) である対象物については、以下により令第 32 条の規定を適用して消防用設備等を設置しないことができる。(要特例申請)

(1) 特例基準を適用できる消防用設備等

ア 誘導灯及び誘導標識

イ 消防機関へ通報する火災報知設備

(2) 特例基準の要件及び内容

ア 誘導灯及び誘導標識

農家民宿等の避難階 (建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 388 号) 第 13 条の 3 第 1 項) において、以下の (7) から (9) までの条件のすべてに該当する場合には、令第 26 条の規定にかかわらず、当該避難階における誘導灯及び誘導標識の設置を要しないものとする。

(7) 次の①又は②に該当すること。

① 各客室から直接外部に容易に避難できること。

② 建物に不案内な宿泊者でも各客室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難口に到達できること等簡明な経路により容易に避難口まで避難できること。

(8) 農家民宿等の外に避難した者が、当該農家民宿等の開口部から 3m 以内の部分を通らずに安全な場所へ避難できること。

(9) 農家民宿等において、その従業者が宿泊者等

に対して避難口等の案内を行うこととしていること。

- イ 消防機関へ通報する火災報知設備
消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要する農家民宿等において、以下の(ア)から(イ)までの条件のすべてに該当する場合には、令第23条第3項の規定にかかわらず、当該農家民宿等における消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要しないものとする。
- (ア) 前記(2)、アの条件を満たしていること。
(イ) 客室が10室以下であること。
(ウ) 消防機関へ常時通報することができる電話が常時人のいる場所に設置されており、当該電話付近に通報内容（火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名、階数、目標及び電話番号の情報その他これに関連する内容とする。）が明示されること。

●9 水源を有する建築物等

プール等の大量の清水を有する建築物等については、地盤面に設けるものを除き、努めて当該プール等を消防水利として使用できるよう呼び径100A以上の配管に◇消防用水●3による採水口を地盤面付近の消防車が容易に部署できる位置に2以上設けるよう指導すること。又、当該採水口の付近には、◇消防用水●3(7)に準じた以下の標識を設けること。

消 防 用 採 水 口
(屋 上 プ ー ル)
容 量 ○ ○ 立 方 メ ー ト ル

10cm×30cm 以上、赤字に白文字
() 内には水利の種別が入る。

◇●9平成24年1月1日追加

●10 サークス等の仮設建築物

サーカス等の観覧席を設けて多数の観客を収容する仮設建築物に係わる消防用設備等の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 消火器は基準どおり設置 ★
(2) スプリンクラー設備(令第12条第1項の規定によるものに限る。)は、屋内消火栓設備又はバキューム型消火設備を基準どおり設置すること。(要特例申請)
なお、バキューム型消火設備の設置にあたっては、火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外及び◇屋内消火栓設備●3(5)力以外の場所であっても差し支えないこと。
(3) 自動火災報知設備は、常時巡回することにより、火災を早期に発見できる体制が確保されている場合で、かつ、常時無人となる便所、大道具部屋等に連動型住宅用火災警報器を設置した場合には設置しないことができる。(要特例申請)
(4) 非常警報設備(放送設備)は、非常警報設備を基準どおり設置し、かつ、業務用放送設備により有効に避難誘導ができると認められる場合には設置しないことができる。(要特例申請)
(5) 誘導灯は基準どおり設置 ★
(6) 無窓階は、上記特例適用ができないものであること。★
(7) 上記以外の消防用設備等については個別に判断が必要であること。

◇●10平成24年1月1日追加

●11 病院・災害弱者収容施設等

病院・養護老人ホーム等の災害弱者を収容する(6)項が存する施設については避難安全性を高めるため、次のことについて指導すること。

- (1) 病室又は入所者が就寝する居室（以下「居室という。」）が避難階以外の階に存する場合は、当該居室

に面する部分に避難上有効なバルコニーを設けること。

- (2) 望ましい上記バルコニーの要件
ア 連続していること。
イ 有効幅員が1m以上であること。
ウ 地上等安全な場所へ直接通じる階段又はスロープがあること。
エ バルコニーに面してはしご車等の消防車両の活動が確保されていること。
(3) 避難器具にあつては、◇避難器具●7によること。
(4) 自動火災報知設備の地区音響装置は非常警報設備(放送設備)とするよう指導すること。
◇(4)平成25年1月1日追加
(5) 誘導灯にあつては、◇誘導灯●3によること。
◇●11平成24年1月1日追加

●12 精神病院等

精神病院に設置する消防用設備等で、不時の操作、いたずら及び破壊行為等をするおそれのある重症患者又は消防用設備等の作動時に著しく悪影響を受けるおそれのある重症患者を収容する部分又はその階の消防用設備等については、次の取扱いを参考として機能の保全及び安全性を確保すること。

- (1) 消火器
歩行距離が20mを超える部分があつても、能力単位を満たすように、ナースステーション等に集中して設置することができる。(要特例申請) ☆
(2) 屋内消火栓設備
ア 消火栓箱をナースステーション内、階段室内等患者が安易に接触できない部分に設置することができる。
イ 上記ア以外の消火栓箱には表示灯を設けないことができる。(要特例申請)
ウ 上記以外で表示灯を設ける場合は、加圧送水装置作動時においても表示灯を点滅させないことができる。(要特例申請)
エ 消火栓箱に設ける発信機(起動装置)、表示灯の部分には、機能に支障のない保護器具を取付けることができる。(◇屋内消火栓設備口申し合わせ参照)
(3) スプリンクラー設備
ア 閉鎖型スプリンクラーヘッドには、散水及び火災の感知に影響を与えない接触等を防止する防護器具を取付けることができる。
イ 散水に影響しないルーバーの上面にスプリンクラーヘッドを設けることができる。(◇スプリンクラー設備●2(3)参照)
ウ 重篤な患者(設備や居室の破壊行為又は自損行為等を行う可能性が特に高い者)を収容する病室の部分については、開放型ヘッドとすることができる。ただし、以下の(ア)から(イ)までの条件のすべてに該当する場合には、その病室の部分に限り、スプリンクラーヘッドを免除できるものとする。(いずれの場合も要特例申請)
(ア) 病室を耐火構造の壁及び床で100㎡以下となるよう区画すること。
(イ) 壁及び天井の室内に面する部分(廻り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げを難燃材料としたものであること。ただし、収容者の自損行為の防止を目的として壁にクッション材を用いる場合は、壁の下地を不燃材料とし、仕上げを消防法第4条の3に定める防火性能を有するもの、JIS K7201若しくは米国材料試験協会 ASTM D2863に基づく酸素指数26以上のもの又はアメリカ保険業者安全試験所製品安全規格UL94に基づくVTM-0から2のものを使用すること。
(ウ) 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8㎡以下であり、かつ、一つの開口部の面積が4㎡以下であること。
(イ) (ウ)の開口部は、特定防火設備とすること。また、病室から前室または廊下に面して設ける扉

◇ 特殊な防火対象物

は常時閉鎖式又は煙感知器の作動と連動して閉鎖するものとし、開口部の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ75cm以上、1.8m以上及び15cm以下であること。

(オ) 病室に煙感知器を設けること。

◇●12ウ平成27年1月1日改訂

工 補助散水栓をナースステーション内、階段室内等患者が安易に接触できない部分に設置することができる。

オ 上記工以外の補助散水栓には表示灯を設けないことができる。(要特例申請)

(4) 自動火災報知設備

ア 感知器には火災の感知に支障がない防護器具を設けることができる。

イ 地区音響装置は、ナースステーション等に副受信機を置き、職員により火災の発生を直ちに知らせることのできる体制ができている場合に限り、手で鳴動させることができる。(要特例申請)

ウ 発信機をナースステーション内、階段室内等患者が安易に接触できない部分に設置することができる。

エ 上記ウ以外の発信機には表示灯を設けないことができる。(要特例申請)

(5) 非常警報設備

ア 放送設備の音響装置は、ナースステーション等に自動火災報知設備の副受信機及び放送設備の遠隔操作機を置き、職員により火災の発生を直ちに知らせることのできる体制ができている場合に限り、手で鳴動させることができる。(要特例申請)

イ 起動装置をナースステーション内、階段室内等の患者が安易に接触できない部分に設置することができる。

ウ 上記イ以外の起動装置には表示灯を設けないことができる。(要特例申請)

(6) 誘導灯

ア ◇誘導灯●1(3)に係わらず狭い廊下に設ける通路誘導であっても天井部分等に設置することができる。

イ ◇誘導灯●3に係わらず点滅形又は誘導音付加形誘導灯としないことができる。

ウ 視認等の機能に支障のない防護器具を設けることができる。

(7) その他

避難の際に使用する出入口を施錠する場合は、自動火災報知設備の火災信号等と連動して開錠するパニックオープンとすること。

◇●12平成25年1月1日追加

●13 刑務所等

刑務所等で受刑者、拘留者又は留置人等を収容する部分の取扱いは、次によること。

(1) 拘留所、留置場及び鑑別所の拘留者等を収容し、終日監視人等により監視を受けている部分については自動火災報知設備の感知器を省略することができる。(要特例申請)

(2) 刑務所の収容施設(主として監房、独居房、懲罰房等(以下「監房」という。)からなる受刑者を収容するものをいう。)部分

ア 消火器については、能力単位を満たすように刑務官等の詰め所等に集中して設置することができる。(要特例申請)

イ 終日刑務官等により監視を受けている監房部分の自動火災報知設備の感知器については、省略することができる。(要特例申請)

ウ 災害時に刑務官等により有効に避難誘導ができる体制が整っている場合については、避難口誘導灯を階段の出入口及び直接屋外又は別棟に直接至る最終の出入口にのみ設置することで足りる。(要特例申請)

(3) 刑務所の作業施設(主として懲役作業、職業訓練

作業、食堂、浴室等(以下「作業施設」という。)からなる受刑者が作業や食事又は娯楽を行う施設をいう。)部分

ア 消火器については、能力単位を満たすように刑務官等の詰め所等に集中して設置することができる。(要特例申請)

イ 災害時に刑務官等により有効に避難誘導ができる体制が整っている場合については、避難口誘導灯を階段の出入口及び直接屋外又は別棟に直接至る最終の出入口にのみ設置することで足りる。(要特例申請)

◇●13平成25年1月1日追加

●14 長屋式対象物

昭和36年以前に建築された共有部分を有しないそれぞれが小規模(概ね150㎡以下)な区分所有となっている長屋式の店舗併用住宅、飲食店等からなる防火対象物については、令第32条を適用し、それぞれの部分で法第17条の規定を満たすことで差し支えない。

◇●14平成25年1月1日追加

●15 コンテナハウス

(1) コンテナやトレーラーハウス等(以下「コンテナハウス」という。)を土地に置いて(杭等による固定の有無を問わない。)1項から15項の用途に供するものは、その用途の対象物であること。

(2) 工作物である場合の床面積は、壁面その他の区画の中心線で囲まれた水平投影面積によることとし、コンテナハウス内に人が出入りし、作業等を行うことができる場所が複数の階層となる場合は、当該階層を階として取扱うこと。

(3) 消防用設備の設置単位

ア 特段の規定(令第9条等)がない限り一つのコンテナハウスであること。★

イ コンテナハウスが構造的に接続されている場合は、接続されたコンテナハウスを一つの設置単位として取扱う。★

◇●15平成25年1月1日追加

●16 火薬庫

火薬類取締法により火薬庫は、火薬類の貯蔵に必要な物件及び機器以外の持ち込みや設置等ができないことから、消防用設備等の設置については、次によること。

(1) 消火器具

火薬庫出入口付近の庫外に設置し、それにより歩行距離が20m以上となる部分があっても令第32条により差し支えないこと。

(2) 屋内消火栓設備

動力消防ポンプ設備又は屋外消火栓設備とすること。

(3) 誘導灯

令第32条により高輝度蓄光式誘導標識を設置することで差し支えないこと。

なお、高輝度蓄光式誘導標識の蓄光に必要な光源が得られない場合は、誘導標識とすることができる。

(4) 上記以外の消防用設備等は、令第32条により設置を要しないこと。(要特例申請)

◇●16平成26年1月1日追加

●17 地下街等

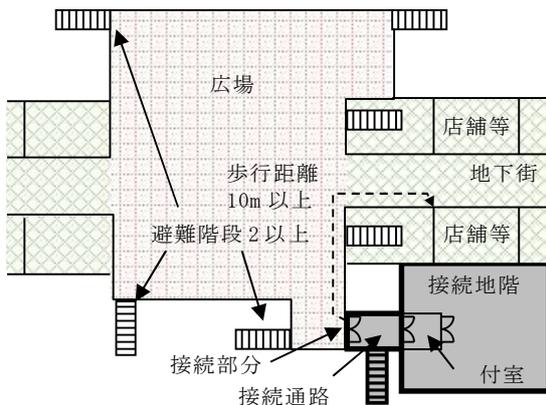
地下街、準地下街、地下駅舎、その他公共用地下通路等（以下「地下街等」という。）と他の建築物の地階との接続は、公共性から特に必要と認められるもので、次の要件を満たしている場合に限り認められるものであること。

- (1) 接続する建築物は、消防法、建基法その他の関係法令の基準に適合していること。
- (2) 地階及び地下街等の特定主要構造部が耐火構造であること。
- (3) 地階と地下街等が接続している部分（以下「接続部分」という。）の開口部の面積が 4 m²以下であること。
- (4) 接続部分の開口部の面積が 4 m²を超える場合は次によること。

ア 地下道、歩行者専用連絡通路、広場その他これらに類するもの（天井、壁及び床の下地及び仕上げが不燃材料であるものに限る。以下「地下道等」という。）を介して接続している場合で、当該地下道等の長さ（地階部分（地下道等に供される部分を除く。）と当該地階の地下道等との接続部分から最も近い地下街の店舗部分等との歩行距離（◇消火器具●5 設置単位等(2)参照）をいう。以下同じ。）が 20m（地下道等に排煙上有効な吹き抜け、又は地上へ直接通する 2 以上の建基法第 123 条で規定する避難階段（以下「避難階段」という。）を有するものにあつては 10m）以上であること。

イ 当該開口部は、随時開くことができる常時閉鎖の特定防火設備又は煙感知器と連動して閉鎖する特定防火設備であること。

ウ 開口部以外の接続部分は、耐火構造の床又は壁で区画されていること。



- (5) 地下街等と接続する地階に設ける階段（地下ピット等の避難階段以外に通ずる階段を除く。）は、避難階段であること。ただし、地階の部分（地下街と接続する階に限る。）にスプリンクラー設備が設けられているものは、この限りでない。
- (6) 地下街等とは、接続通路及び付室を介して接続すること。
- (7) 上記接続通路は次によること。

ア 床、壁及び天井の仕上げが下地を含めて不燃材料であること。

イ 接続部分の出入口は、随時開くことができる常時閉鎖の特定防火設備又は煙感知器と連動して閉鎖する特定防火設備（特定防火設備をシャッターとする場合は、くぐり戸付きのものに限る。）であること。

ウ 外気に面する窓その他の採光上有効な開口部又は予備電源を有する照明設備を設けること。

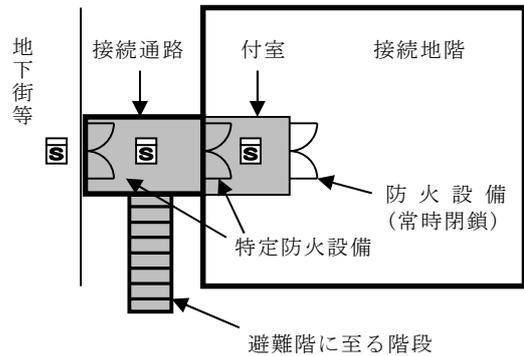
- (8) 上記付室は建基令第 123 条第 3 項の付室の規定によるほか次によること。

ア 10 m²以上であること。

イ 地下街等側の開口部は、随時開くことができる常時閉鎖の特定防火設備又は煙感知器と連動して閉鎖する特定防火設備（特定防火設備をシャッ

ターとする場合は、くぐり戸付きのものに限る。）であること。

- ウ 地階側の開口部は、随時開くことができる常時閉鎖の防火設備であること。



- (9) 上記(1)から(8)により接続する場合は、地下街等とは消防法上それぞれ別の防火対象物として取扱う。

- (10) 地下街等に接続する地階を有する建築物の特定用途部分の延べ面積が 10,000 m²以上、かつ、多数の者が当該接続部分を経由して地下街等又は当該地階を利用・通過するものは、必要に応じて日本消防設備安全センター、一般財団法人日本建築防災協会等による接続に係る防火・安全計画の安全評定を得ること。

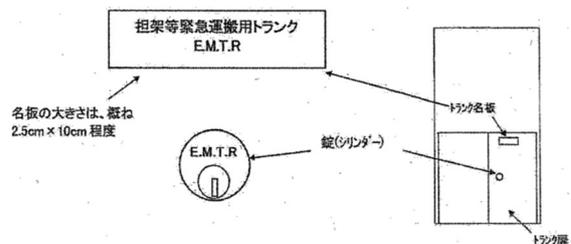
◇●17 平成 27 年 1 月 1 日追加

◇(7) 平成 30 年 1 月 1 日削除

◇(2) 令和 7 年 1 月 1 日改訂

●18 トランク付エレベーター

急病人等をエレベーター内に収容するために設けるトランクルームの扉に鍵を設ける場合は、救急隊が所持する共通鍵（平成 14 年の全国消防長会から社団法人日本エレベーター協会への要望を受けて作成された「日本エレベーター協会標準」の鍵（「EMTR」：Emergency Medical Trunk Room）と刻印がしてある鍵）で解錠できるものとするよう指導すること。



◇●18 平成 25 年 1 月 1 日追加

●19 一部に危険物規制を受ける部分がある防火対象物等

防火対象物等の一部に危険物規制を受ける部分（以下「危険物規制部分」）がある場合は、危険物規制部分以外の部分に法第 17 条に基づき消防用設備等を設置することとなるが、その際の取扱いは、次によること。

- (1) 設置する部分の基準となる面積及び収容人員等は、危険物規制部分を含めたものであること。★
- (2) 消火設備にあつては、消火器を除き、加圧送水装置、配管及び非常電源等を危険物規制による消火設備と機能に支障がない限り兼用（水源量及び加圧送水装置の能力は除く。）できるものであること。☆
- (3) 自動火災報知設備にあつては、感知器を除き兼用できるものであること。☆
- (4) 誘導灯にあつては、危険物規制部分を含めて防火対象物全体の避難に支障がないように設置すること。★

◇●19 平成 24 年 1 月 1 日追加

◇ 特殊な防火対象物

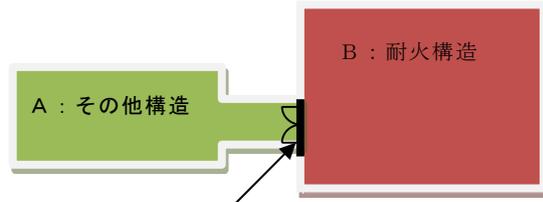
●20 構造の異なる防火対象物等

耐火構造とその他の構造というように構造が異なる防火対象物等が接続しているものは、全体をその他の構造として取扱うが、耐火構造の建築物等に耐火構造以外の建築物等が接続する場合に限り、次の例により防火上有効に区画されているものは、消防用設備等に関しては、それぞれの構造の防火対象物等として取扱うことができる。(要特例申請)

施行令第8条第1号により区画されているものは、それぞれ別の防火対象物として、その部分の構造によって消防用設備等を設置するものであること。

(1) 建築物等の一部が接続するもの

接続する部分の壁を耐火構造とし、その部分に設ける開口部は、必要最小限のモルタルで埋め戻す等防火上有効な貫通処理をした給排水管、電線管等及び常時閉鎖又は煙感知器連動の通行の用に供する特定防火設備のみであること。



耐火構造の壁で、開口部は必要最小限の防火上有効に処理された給排水管等及び通行の用のみ供する常時閉鎖又は煙感知器連動の特定防火設備のみ

- ◇●20 平成 27 年 1 月 1 日追加
- ◇●20 平成 28 年 4 月 1 日一部削除
- ◇●20 令和 7 年 1 月 1 日改訂
- ◇●20(2)平成 28 年 4 月 1 日削除

(2)

●21 建築工事中（共同住宅モデルルーム）の仮使用

建築工事中の仮使用については、建基法第7条の6の規定、昭和53年11月7日住指発第805号建設省住宅局建築指導課長通知、昭和53年12月26日消防予第243号消防庁予防救急課長通知、平成12年3月27日消防予第74号消防庁予防課長通知等によるが、建築工事中の共同住宅の住戸部分等をモデルルームとして仮使用する場合は、次の例によること。

- (1) モデルルーム部分は1階又は2階若しくは避難階又は避難階の直上・下（地階を除く。）階（地上等に下記(4)又は(5)の階段等によって避難階に至ることができるものに限る。）であること。
- (2) モデルルーム部分は各階2住戸までであること。
- (3) モデルルーム部分から屋外へは、2以上の通路路により避難でき、且つ、そのうちの一つ以上は屋内の通路等を経ることなく屋外の地上に避難できること。
- (4) 上記(3)の2階又は避難階の上・下階から屋外の地上へ至る経路は、仮設の階段、傾斜路等であっても安全に通行できるものであること。
- (5) 上記(3)の2階又は避難階の上階から屋外の地上へ至る経路を避難器具とする場合（下階から地上へ至るために用いる避難器具は、避難タラップに限る。）は、すべり台、ハッチに収納したはしご、同救助袋又は避難タラップであること。
- (6) 仮使用部分から敷地外に至る経路は工事部分と明確に区分されており、工事関係者以外の者の通行又は避難が工事関係資材の搬入等によって障害とならない措置が講じられていること。
- (7) 上記(5)の経路には、敷地外に至る要所に避難方向を示す案内標識（屋内の部分に設けるものは、夜間においても視認できるものとする。）を設けること。

なお、この場合において、誘導灯及び誘導標識は設置しないことができる。

- (8) 仮使用をする階に消火器が基準どおり設置されている場合に限り、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等の消火設備が機能していなくても差し支えないこと。
- (9) 仮使用をする階に非常警報設備が基準どおり設置されている場合に限り、自動火災報知設備等の警報設備が機能していなくても差し支えないこと。
- (10) 条例第48条の規定による防火対象物使用開始届及び建基法施行規則第4条の16第4項の規定による仮使用承認通知書を添付した仮使用部分の安全計画を明記した工事中の消防計画を管轄する消防署に届け出ておくこと。

◇●21 平成 27 年 1 月 1 日追加

●22 地域包括ケアハウス

地域包括ケア推進事業（地域の茶の間を含む）において、地域住民が集う場として使用する地域包括ケアハウス（6項口又は八に該当するものを除く。）については、地区公民館と同様とし、令別表第1(1)項口の集会場に該当する。

消防用設備等の設置については、利用者が地域住民と限定されていることから、◆通知○地区公民館の取扱いについて（平成12年1月20日消防局予防課長事務連絡）によること。

民家等を用途変更して使用する場合において、面積によっては確認申請の提出が不要な場合があることから、必要に応じて平面図や建具表等の資料を提出してもらい審査をすること。

- ◇●22 平成 27 年 1 月 1 日追加
- ◇●22 平成 28 年 4 月 1 日一部追加

◆ 通知

○ 浜茶屋の取扱いについて ☆

平成 6 年 4 月 20 日新消指第 95 号予防課長

このことについて、現在の浜茶屋の使用期間及び構造の状況を勘案し、今後、消防用設備等の設置基準を、別紙のとおりとしたので通知します。
(別紙)

浜茶屋の取扱いについて

現在、市内にある浜茶屋は、防火対象物として取扱っているが建築基準法でいう建物の該当し、消防法第 17 条による消防用設備等の設置義務が生じるものとされる。

しかし、当該防火対象物の有効開口部の状況及び使用期限付きの季節的な営業であること、並びに、全てが既存の対象物で、今後、新規の浜茶屋での仮設建築物は許可されない方向との建築指導課の回答もあること等の実情を考慮し、浜茶屋の仮設建築物は(3)項口として取扱うこととし、消防用設備等に関する規程の適用にあたっては、消防法施行令第 32 条を適用し、下記を除く設備規制を(15)項として取扱うものとする。

ただし、改築、大規模な模様替え等を行う場合は仮設建築物であっても設備規制を(3)項口として取扱うものとする。

記

- 1 防火管理
収容人員を算定し、30 人以上となる場合は選任する。
- 2 消火器具
300 m²未満であっても、火気使用場所に消火器(粉末 10 型)を 1 本以上設置すること。なお、300 m²以上の場合は、(15)項の規制によること。
- 3 非常警報器具
サイレン付トランジスタメガホンを設置すること。ただし、改築等で自動火災報知設備又は非常警報設備を設置した場合は、サイレン付トランジスタメガホンを設置しないことができる。

○ 地区公民館の取扱いについて ☆

平成 12 年 1 月 20 日消防局予防課長事務連絡

地区公民館については令別表第 1(1)項口の集会場に該当するものであるが、利用者が限定されるもの(町・地区単位)については消防用設備に関する規定の適用にあたり昭和 48 年 9 月 3 日付消防安第 22 号により、消防用設備の設置及び維持の技術上の基準に限り消防法施行令第 32 条を適用し、(15)項に準じた取扱いをしているところではありますが、このことについて下記に留意の上、運用されますよう連絡いたします。

記

- 1 収容人員の算定
規則第 1 条の 3、令別表第 1(1)項として取扱う。
- 2 防火管理者
令別表第 1(1)項として取扱う。
- 3 防災物品
令別表第 1(1)項として取扱う。
- 4 消防用設備等
消防用設備等については、(15)項に準じた取扱いであり、非常警報設備については収容人員 50 人以上が必要であるが、昭和 52 年 11 月 16 日付消防予第 218 号に基づき 50 人以上を 300 人以上に読み替えるものとする。又は、必要と認められる防火対象物について設けさせるものとする。
- 5 消防用設備等の点検結果報告
消防法第 17 条の 3 の 3 の規定に基づき、1 年に 1 回消防用設備等の点検結果報告書の届出が必要であるが、4 の措置により任意設置となる消防設備については届出義務はないものとして取扱う。ただし、任

意に設けられた場合においても適切に維持することが望ましいため、昭和 50 年 10 月 16 日付消防庁告示第 14 号に基づく消防用設備等の点検を定期に実施するよう関係者に周知されたい。

◇○平成 29 年 1 月 1 日一部改訂

○ スケルトン状態の防火対象物に係る消防法令の運用について ☆

平成 12 年 3 月 27 日消防予第 74 号
消防庁予防課長

近年、事務所ビル、店舗ビル等の賃貸を主とする防火対象物においては、利用者未定の空きスペースについても標準的な内装・設備工事を実施して竣工し、後日利用者が決定した段階で当該内装仕上げ等を施工しなおすという例が見られるとともに、建築の分野においては、耐久性や改修容易性の向上の観点から、骨組(Skeleton)と内部建材(infilling)を分離した建築物(いわゆる SI 住宅等)の開発・普及が推進されているところである。しかしながら、後日内装仕上げ等を施工しなおす場合には、コスト負担、不必要な産業廃棄物の創出などの問題があることから、未使用部分をスケルトン状態(内装仕上げや設備の一部について未施工部分が存する状態をいう。以下同じ。)のままで、防火対象物の他の部分の使用を開始することができるよう弾力的な運用を行うことが要望されており、当該項目は「規制緩和と推進 3 年計画(改定)」(平成 11 年 3 月 30 日閣議決定)にも計上されているところである。こうしたことから、スケルトン状態の部分の火災危険性、管理状況、消防用設備等の設置状況や防火対象物全体としての防火安全性を勘案のうえ、スケルトン防火対象物(スケルトン状態の部分有する防火対象物をいう。以下同じ。)についての消防用設備等の設置・維持や各種手続きに関する消防法令の運用を下記のとおり定めたので通知する。貴職におかれては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨通知され、よろしく指導されるようお願いする。

記

- 1 スケルトン防火対象物に係る基本的考え方
 - (1) 防火対象物の新築に伴うスケルトン状態の取扱い
 - ア 消防法令における防火安全対策の義務づけは、防火対象物の用途に規模、構造、収容人員等を加味して定められているが、防火対象物の中には、予定していた竣工時期においても、その一部分について具体的な利用形態を確定することができず、部分的な使用とならざるを得ないものも存する。この場合において、具体的な利用形態が確定していない部分についてスケルトン状態としたままで、それ以外の部分の使用を開始するというケースが想定されるところである。

<想定される例>

 - テナントビル:テナントが確定しない部分については、当分の間、空きスペース(継続的にテナント募集)とし、テナントが確定している部分だけで営業を開始するケース
 - 共同住宅:入居者が確定しない住戸については、当分の間、空き住戸(継続的に入居者募集)とし、入居者が確定している住戸だけで居住を開始するケース
 - イ 消防法令においては、技術基準の遵守義務や各種手続は防火対象物全体に対し適用されることから、原則として、防火対象物全体について、技術基準への適合性が確保されていることを確認したうえで、消防用設備等の設置検査を行うこととなる。

しかしながら、前記アのように、その一部をスケルトン状態にしたままで、それ以外の部分の使用を開始しようとする防火対象物については、スケルトン状態の部分の火災危険性、管理状況、消防用設備等の設置状況や、防火対象物全体としての防火安全性を勘案のうえ、消防法

◇ 特殊な防火対象物

施行令（以下「令」という。）第 32 条の規定を適用し、火災予防上支障のないことが確認できる場合に限り、例外的に、防火対象物の一部に対して消防用設備等の設置検査を行い、使用を認めることとする。

ウ 上記のとおりスケルトン防火対象物の使用を認める場合には、防火対象物の構造的な面での確認も必要であること、また、その後防火対象物全体を使用することとなる時点等において更に検査を行うことを担保することが必要と考えられることから、建築基準法に基づく仮使用の手続と並行して消防用設備等の一部の検査を行うこととする。

(2) 使用開始後におけるスケルトン状態の変更の取扱い

スケルトン防火対象物の使用開始後において、スケルトン状態の部分に係る具体的な利用形態が確定（＝具体的なテナント、入居者等が確定）することに伴い、当該部分の変更が行われ、防火対象物全体の使用が開始されることが想定される。このようなスケルトン状態の変更については、改めて消防用設備等の設置に係る手続及び提出書類の変更、更には防火対象物全体に対する設置検査等が必要となる。

2 スケルトン防火対象物の使用を認める場合の消防用設備等の設置・維持に係る運用

(1) スケルトン状態の部分の用途等

ア スケルトン状態の部分の用途、規模、構造、設備、収容人員、管理形態等については、原則として事前に計画されていた内容によること。

イ スケルトン防火対象物の使用開始後において、スケルトン状態の部分に係る具体的な利用形態が確定することに伴い、従前のスケルトン状態から用途が変更される場合には、消防法（以下「法」という。）第 17 条の 3 の規定が適用されること。

(2) スケルトン防火対象物における消防用設備等の設置・維持方法

ア 基本的要件スケルトン防火対象物における消防用設備等の設置・維持方法については、次に掲げる基本的要件に基づき、個別の状況を勘案のうえ的確に運用すること。

(ア) スケルトン状態の部分は、他の部分と防火上有効に区画されていること（直接外気に開放されているバルコニーその他これに類する部分を除く。）。この場合において、当該区画（以下「スケルトン区画」という。）は、建築基準法上の防火区画若しくは不燃材料による区画又はこれらと同等以上の強度、耐熱性等を有する区画であるとともに、当該区画の開口部には常時閉鎖の防火戸又は不燃材料で造った戸が設置されていること。

(イ) スケルトン区画部分を含め、消防計画の作成、管理体制の整備等により、適切な防火管理が実施されていること。特に、スケルトン区画部分については、次の事項を遵守する必要があること。

- a 火気使用制限
- b 可燃物制限
- c 人の入出管理

(ウ) スケルトン防火対象物の部分又は消防用設備等のうち、次に掲げるものについては、本則基準（令第 8 条から第 30 条までに規定する消防用設備等の設置・維持に係る技術基準をいう。以下同じ。）に適合していること。

- a スケルトン区画部分以外の部分
- b 共用部分（廊下、階段、エントランスホール、エレベーターロビーその他の当該防火対象物の利用者が共用する部分をいう。以下同じ。）のうち、消防法施行規則第 30 条第 2 号イに掲げる消火活動拠点及び（いわゆる）第 2 次安全区画（階段、一時避難場所等）。

(エ) スケルトン区画部分についても、具体的な利用形態が確定することに伴う変更の影響が少ない事項は、原則として本則基準に適合していること。また、本則基準に適合させることが困難な事項についても、本則基準に準ずる措置又は同趣旨の代替措置について優先的に検討すること。

<具体例>

- 屋内消火栓設備：共用部分が完成している場合、共用部分への屋内消火栓の設置により、スケルトン区画部分についても含まれ、技術基準に適合
- スプリンクラー設備：スケルトン区画部分におけるスプリンクラーヘッドの設置について、本則基準に準ずる形でスプリンクラーヘッドを仮設置、又は共用部分の補助散水栓により包含することで代替

イ 留意事項

(ア) 共用部分に係るスケルトン区画の設定については、密閉、施錠管理等がなされることから、事前の建築計画、火災時の初期対応（消火、避難等）や消防活動との整合性について、十分留意する必要があること。

(イ) スケルトン防火対象物の使用を認める際に確認した本則基準又は前記アに掲げる要件に適合しなくなった場合においては、法第 17 条に不適合となることから、違反処理の対象となること。ただし、スケルトン状態の部分における工事に伴い、本則基準又は前記アに掲げる要件に適合しないこととなる事項については、（一般の防火対象物の場合と同様に）工事中の消防計画により対応することとしてさしつかえないこと。

(ウ) 具体的な運用例については、別紙を参考とされたいこと。

3 スケルトン防火対象物の使用を認める場合の消防法令等の各種手続に係る運用

(1) 共通事項

ア スケルトン防火対象物に係る消防法令の円滑な運用のためには、設置者と消防機関の間で、事前の段階～最終的な工事完了において十分な連絡・調整を行うことが重要であること。

イ 防火対象物一般について必要となる事項のほか、次に掲げるスケルトン防火対象物特有の事項については、あらかじめ明確化のうえ、計画的かつ実効的な運用を図る必要があること。

- スケルトン防火対象物として使用する理由
- スケルトン防火対象物における施工計画（消防用設備等に係る工事の内容、スケジュール等）

○ スケルトン防火対象物の使用計画

ウ 防火対象物の新築のほか、使用開始後におけるスケルトン状態の変更に当たっても、法第 8 条、第 17 条の 3 の 2 及び第 17 条の 14 の規定等に基づき、防火管理者の選任・消防計画の作成（工事中の消防計画を含む。）、着工届、設置届・検査等の手続が必要となること。

エ 各種届出の単位、添付書類、既に消防機関において保有している書類の変更等については、「消防用設備等の着工届に係る運用について」（平成 5 年 10 月 26 日付け消防予第 285 号・消防危第 81 号）及び「消防用設備等に係る届出等に関する運用について」（平成 9 年 12 月 5 日付け消防予第 192 号。以下「192 号通知」という。）第 2 によること。また、工事中の消防計画については、「工事中の防火対象物に関する消防計画について」（昭和 52 年 10 月 24 日付け消防予第 204 号）等によること。

オ 使用開始後のスケルトン状態の変更に際し、前記 2 による運用内容の変更、既提出書類の変更、工事中の消防計画の提出等については、消防機関により事前に一括して確認された範囲内

であれば、必ずしも個々に手続を行う必要はないこと。

(2) 個別の手続に係る事項

ア 着工届

(ア) 新築に当たって着工届が既に提出されている場合には、前記 2 による運用の内容に変更が必要であること。また、(当然のことながら) 工事開始前のため着工届が行われていない場合には、前記 2 による運用の内容により作成、提出する必要があること。

(イ) 使用開始後においてスケルトン防火対象物の消防用設備等に係る軽微な工事に関する着工届の運用については、192 号通知第 1、1 によること。

イ 設置届・検査

(ア) 設置届・検査は、原則として消防用設備等に係る工事がすべて完了した時点で防火対象物全体について行われるものであるが、スケルトン防火対象物については、前記 1 及び 2 に掲げるとおり、例外的にスケルトン状態の部分を除いた形で設置届・検査を認めることとしたこと。

(イ) 設置検査は、スケルトン状態の部分以外の部分について、設置届の内容に基づき実施すること。また、これと併せて、前記 2 による運用の内容についても確認すること。

(ウ) 消防用設備等検査済証は、①スケルトン状態の部分がある段階にあつては本則基準に従って設置され実際に検査を実施した消防用設備等の部分、②防火対象物全体の使用開始の段階(＝スケルトン状態の部分なし)にあつては当該防火対象物の消防用設備等全体が交付対象となること。また、①の段階で消防用設備等検査済証を交付するに当たっては、次に掲げる事項について、当該検査済証の余白、裏面等への追記や別紙として添付することにより明確にしておくこと。

○ 将来的に消防用設備等の設置が予定されているが、未だ設置検査を受けていないスケルトン状態の部分○当該部分に設置予定の消防用設備等の種類

○ 当該部分に係る前記 2 による運用を認めるに当たっての要件等(検査時)

(エ) 使用開始後においてスケルトン状態の消防用設備等に係る軽微な工事に関する設置検査の運用については、192 号通知第 1、2 によること。

ウ 使用開始届火災予防条例に基づく使用開始届は、実際に使用を開始する部分について行うこととし、これと併せて未使用となるスケルトン状態の部分について明確化すること。ただし、事前の手続に伴い既に消防機関において保有している図書により、当該状況が明らかな場合には、特段の添付書類を要しない。

エ 防火管理関係スケルトン状態の部分を含め、防火対象物全体における防火管理者の選任や消防計画の内容が適切なものとなっていること。特に、①ハード面との整合、②スケルトン状態の部分に係る防火管理責任の明確化、③前記 2(2)イの点を含め工事中の消防計画による安全性・実効性の担保等については、十分留意することが必要であること。

(3) 建築基準法による仮使用との整合的な運用

ア 建築基準法においては、同法第 7 条の 6 の規定に基づく仮使用承認制度により、スケルトン防火対象物を含め運用が図られているところであり、同制度の取扱いについては、「建築基準法の一部を改正する法律等の施行に伴う消防機関の協力について」(昭和 52 年 11 月 29 日付け消防予第 228 号)、「工事中の建築物の仮使用について」(昭和 53 年 12 月 26 日付け消防予第 243 号)、「仮使用承認制度の的確な運用について」(平成 9 年 5

月 14 日付け消防予第 93 号)等に通知していることとありであること。

イ 建築基準法による仮使用については、これらの通知により引き続き整合的な運用を図る必要があるが、本通知による消防法令の運用に当たっては、特に次のような点に留意すること。

(ア) 事前の段階から、建築部局及び設置者と十分な連絡・調整を行うことが重要であること。

(イ) スケルトン防火対象物に係る防火安全対策(消防用設備等、防火管理、工事中の消防計画等)については、仮使用と整合的な内容とする。

(ウ) 消防法令の各種手続は、手順、時期、回数等について、建築基準法の手続(建築確認、仮使用承認、完了検査等)と並行的な運用を図ること。また、消防用設備等に係る設置検査の実施、これに伴う消防用設備等検査済証の交付については、原則として次によること。

○ 仮使用承認と並行的に実施される場合→本則基準に従って設置され実際に検査を実施した消防用設備等の部分が対象(前記(2)イ(ウ)①)

○ 完了検査と並行的に実施される場合→当該防火対象物の消防用設備等全体が対象(前記(2)イ(ウ)②)

別紙

具体的な運用例

1 ケース A:階単位又は建築基準法上の防火区画単位で使用部分と未使用部分が明確に区分されるスケルトン防火対象物

(1) ハード面

○ スケルトン区画:建築基準法上の防火区画又はこれらと同等以上の強度、耐熱性等を有する区画であるとともに、当該区画の開口部には常時閉鎖の防火戸が設置

○ 内部建材:ほとんど未設置(コンクリート粗壁に近い状態)

(2) ソフト面

○ 火気:使用禁止

○ 可燃物:一切持ち込み禁止

○ 人の出入管理:立入禁止(スケルトン区画の防火戸は施錠管理)

(3) 消防用設備等

○ スケルトン区画部分(消火活動拠点及び第 2 次安全区画を除く。)の消防用設備等について(すべて)免除可能

2 ケース B:使用部分と未使用部分(＝専有部分のみ)が混在しているが、これらの間は建築構造的に明確に区分されるスケルトン防火対象物

(1) ハード面

○ スケルトン区画:建築基準法上の防火区画又はこれらと同等以上の強度、耐熱性等を有する区画であるとともに、当該区画の開口部には常時閉鎖の防火戸が設置

○ 内部建材:ほとんど未設置(コンクリート粗壁に近い状態)又は内装・建築設備の一部設置

(2) ソフト面

○ 火気:使用禁止

○ 可燃物:原則として持ち込み禁止

○ 人の出入管理:原則として立入禁止(スケルトン区画の防火戸は施錠管理)

(3) 消防用設備等

○ スケルトン区画部分の消防用設備等のうち、消火器及び自動火災報知設備以外の消防用設備等について免除可能

○ 自動火災報知設備については、仮設置可能。また、スケルトン区画部分において厳密な出火防止対策(出火源や着火物となる物品の排除、電気設備・機器の通電停止等)が講じられている場合には免除可能

◇ 特殊な防火対象物

3 ケースC:使用部分と未使用部分(=専有部分のみ)が混在しており、これらの間は簡易な形で区分されるスケルトン防火対象物

(1) ハード面

○ スケルトン区画:不燃材料による区画又はこれらと同等以上の強度、耐熱性等を有する区画であるとともに、当該区画の開口部には常時閉鎖の防火戸又は不燃材料で造った戸が設置

○ 内部建材:内装・建築設備の一部又は全部設置

(2) ソフト面

○ 火気:使用禁止

○ 可燃物:不用の可燃物の持ち込み禁止。整理・清掃

○ 人の入出管理:不用の立入禁止(スケルトン区画の防火戸等は施錠管理又は関係者による管理の徹底)

(3) 消防用設備等

○ スケルトン区画部分について、①消火設備(消火器を除く。)の仮設置、②自動火災報知設備の仮設置及び自動火災報知設備以外の警報設備の免除、③避難設備の免除がそれぞれ可能

○ スプリンクラー設備については、スケルトン区画部分において厳密な出火防止対策(出火源や着火物となる物品の排除、電気設備・機器の通電停止等)が講じられている場合には、共用部分への補助散水栓の設置によりスプリンクラーヘッドの免除可能

○ 自動火災報知設備については、スケルトン区画部分において厳密な出火防止対策(出火源や着火物となる物品の排除、電気設備・機器の通電停止等)が講じられている場合には免除可能

○ 消防法施行規則の一部改正による消防用設備等の取扱いについて ☆

平成16年2月25日新消指第220号

消防局予防課長

省略(◇自動火災報知設備◆通知参照)

○ 個室カラオケ等に係る消防用設備等の取扱いについて ☆

平成22年5月18日新消設第47号

設備保安課長

現在、カラオケボックス・インターネットカフェ・個室ビデオ・テレフォンクラブ等の個室型店舗に係る消防用設備等の改修指導については、消防法施行規則等の一部を改正する省令(平成21年総務省令第93号。以下「改正省令」という。)、誘導灯及び誘導標識の基準の一部を改正する告示(平成21年消防庁告示第21号。以下「21号告示」という。)、及び非常警報設備の基準の一部を改正する告示(平成21年消防庁告示第22号。以下「22号告示」という。等)により取り扱っているところである。

今般、既存対象物に係る実態調査結果を踏まえ消防用設備等の運用細部について、下記のとおり定めたとの通知をします。

記

1 個室の取扱いについて

消防法施行令別表第1(2)項二、カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるものの個室と判断する基準については、壁等により完全に区画された部分だけではなく、間仕切り壁等による個室に準じた閉鎖的スペース等も、「類する施設」として対象に加えています。その形態は多種多様のものが存在します。

このため避難安全に関して、建築部建築行政課との調整を踏まえ、消防法施行規則第5条の2第2項第1号に規定する高さ(1.2メートル)を超える間仕切り壁等であれば個室として取扱うこととして差し

支えないものとする。

2 自動火災報知設備・非常警報設備(放送設備)の取扱いについて

(1) 自動火災報知設備の受信機(再鳴動機能付き)の取替を指導するものとする。

(2) 各個室の間仕切り壁が天井まで閉鎖されている場合の警報音の確保については、

次の各号のいずれかの方式を選択できるものとする。

ア カットリレーの設置

イ 地区ベルを各個室に設置

ウ 非常放送スピーカーを各個室に設置

(3) 各個室の間仕切り壁の上部が開放されている場合の警報音の確保については、次の各号のいずれかの方式を選択できるものとする。

ア カットリレーの設置

イ 地区ベルを各個室の各部分から15メートル以内に設置

ウ 非常放送スピーカーを各個室の各部分から8メートル以内に設置

3 誘導灯・誘導標識(高輝度蓄光式誘導標識)の取扱いについて

誘導灯の増設指導を主体として、誘導標識の設置にあたっては輝度時間の確保がポイントとなるため、既設の誘導灯や非常照明の配置とのバランスを十分考慮すること。

○ 小規模な特定複合用途防火対象物に対する特例の適用改正について ☆

平成23年8月2日新消設第100号

設備保安課長

平成14年8月2日付け消防予第227号改正令により消防法施行令(以下「施行令」という。)別表1に掲げる(16)項イの防火対象物で延べ面積300㎡以上の全てに自動火災報知設備が義務付けられたことに伴い、従前はこの改正規定が適用される小規模で比較的防火危険性が低いと認められる防火対象物(以下「小規模複合用途対象物」という。)のうち一定の要件を満たした場合には、施行令第32条の規定を適用し、自動火災報知設備を設置しないことを認めてきたところです。

しかしながら、全ての一般住宅にも住宅用火災警報器が義務付けられるとともに、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備として比較的経済的負担の少ない特定小規模施設用自動火災報知設備に係る設置及び維持に関する技術上の基準(平成20年12月26日総務省令第156号、以下「特定小規模省令」という。)が示されたことや、無線連動型住宅用火災警報器が開発されたことなどから、新たに小規模複合用途対象物の自動火災報知設備に係わる施行令第32条の規定を適用する場合の運用について下記のとおりとしましたので通知します。

記

1 特例適用対象物

施行令第21条第1項第3号に掲げる防火対象物のうち、施行令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物で、次の(1)及び(2)に掲げる条件に全て該当するもの

(1) 延べ面積が500㎡未満

(2) 施行令別表第1(1)項から(2)項ハ、(3)項イから(4)項まで、(5)項イ、(6)項イ、(6)項ハ又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途(以下「特定用途」という。)に供される部分が、次のアからウに掲げる条件の全てに適合すること。

ア 特定用途に供される部分の存する階は、避難階(建築基準法の規定による避難階。以下同じ。)であり、かつ、無窓階以外の階であること。

イ 特定用途に供される部分の床面積の合計は、150㎡未満であること。

ウ すべての特定用途に供される部分から主要な避難口に容易に到達できること。

2 適用条件

(1) 特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規

模省令に従い設置すること。

- (2) 避難階にのみ施行令別表第1に掲げる防火対象物が存し、その他の部分が一般住宅であるものにあつては特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模省令に従い設置又は連動型住宅用火災警報器を設置すること。

- (3) 上記(2)において連動型住宅用火災警報器を設置する場合は、次によること。

ア 施行令別表1に掲げる防火対象物部分の連動型住宅用火災警報器の設置場所に関しては特定小規模省令により設置すること。

イ 住宅部分の連動型住宅用火災警報器の設置は新潟市火災予防条例の規定により設置すれば足りるものであること。

ウ 消防用設備等の点検報告は要しないものであるが、設置後10年以内の取替えを徹底すること。

3 その他

- (1) この適用に当たっては特例適用申請書を提出させること。
- (2) この通知以前に特例を受けている既存の小規模複合用途対象物については、努めて特定小規模施設用自動火災報知設備又は連動型住宅用火災警報器の設置を指導すること。
- (3) 新潟市消防局消防用設備等運用指針「2 特殊な防火対象物●7小規模な複合用途防火対象物」は廃止する。
- (4) この規定は、通知の日から適用する。

○ 可燃性合成樹脂発泡体を断熱材等に用いた消防対象物に対する防火安全対策について

平成 23 年 8 月 11 日
新消査第 56 号・新消設第 103 号
予防課長・設備保安課長

ウレタン樹脂、スチロール樹脂等の可燃性合成樹脂発泡体を用いた断熱材等（建築基準法で規定する難燃材、準不燃材又は不燃材として国土交通大臣の認定を受けたものは除く。以下「可燃性発泡断熱材」という。）は、その優れた断熱性能、遮音性能に加え、経済性や施工方法の容易性等の理由から広く普及しているが、火災が発生した場合に燃焼拡大及び爆燃までの時間が非常に短時間であるとともに、断熱材等を金属製薄板等で挟んだものを吊り天井に用いた場合には、当該金属製薄板等が脱落するなど、建物利用者の避難、自衛消防隊の初期消火活動や消防機関の消火活動に大きな危険を伴うことから、関係者に対して以下のとおり指導を行うものとする。

1 指導対象物

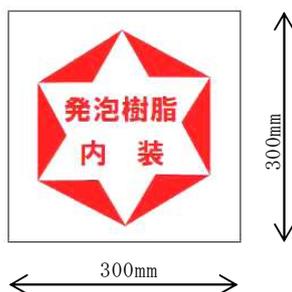
消防対象物の内装に可燃性発泡断熱材（両面又は片面の仕上げ材に金属製薄板等を用いたサンドイッチパネルを含む。以下「サンドイッチパネル」という。）を使用している部分を次の各号により算定した床面積の合計が500㎡以上のものに対して指導すること。

- (1) 床面積の算定に当たっては複数の可燃性発泡断熱材使用部分があつて、相互に水平距離6m以上の離隔がない場合は合算すること。
- (2) 各階毎に算定し、最大となる階の床面積とすること。
- (3) 床面積によりがたい場合は、その部分の水平投影面積とすること。

2 指導事項

(1) 内装表示マークの設置

ア 指導対象物の関係者に対する内装表示マーク（次図参照）の表示



- ① 文字は、朱色（原則、反射性けい光塗料）とし、一文字を縦35mm、横30mmとする。
- ② 地色は、白色とする。
- ③ 形は、一辺が300mmの正方形の中心に、一辺が120mmの正六角形を描き、正三角形2個を交互に内接させたものとし、朱色（原則、反射性けい光塗料）とする。
- ④ 材質は経年劣化の少ないものとする。
- ⑤ ビス又は接着剤により壁面等に固定する。

イ 設置場所

防火対象物の主要な出入口付近の見易い位置（扉の開放により識別できない場所は避ける。）

- (2) サンドイッチパネル等の内装材は不燃材料として国土交通大臣の認定を受けたもの、又は不燃性を有するよう後処理したものを使用するよう指導する。

(3) サンドイッチパネルの施工上の注意

ア 継ぎ目が防火上の弱点とならないよう適正に施工する。

イ 火災が発生しても容易に脱落しないように施工する。

(4) 危険性の周知

次のことについて周知する。

ア 可燃性発泡断熱材は、比較的低温で分解してガス化し、着火又は発火の危険性があり、火災時に分解したガスによる中毒等の危険性があること。

イ 可燃性発泡断熱材は、着火後短時間で燃焼拡大し、爆燃を起こす危険性があるものであること。特に、サンドイッチパネルを用いた防火対象物の火災時においては、可燃性発泡断熱材の燃焼状況が外部から視認できないまま、突然爆燃を起こす危険性があり、建物利用者の人命に危険が及ぶおそれがあること。

ウ サンドイッチパネルを用いた防火対象物の火災時には、芯材の可燃性発泡断熱材が燃焼することにより、金属製薄板等が脱落するおそれがあり、建物利用者の避難及び消防活動に危険があること。

(5) 出火防止対策

工事中における溶接、溶断等の火気使用時に火災が多く発生していることから、監視要員の確保や溶接、溶断作業後の安全確認の徹底等出火防止のための必要な措置を工事中の消防計画により明確にするとともに、通常時から火災予防対策を徹底する。

(6) その他

上記指導事項(1)については新築又は増改築時及び立入検査時に、(2)、(3)及び(5)については主として新築又は増改築時に、(4)については立入検査時に指導するものとする。

3 その他

(1) 内装表示マークについては、既存対象物であっても指導するものであること。

(2) 内装表示マークの表示がないことをもって直ちに違反対象物となるものではないこと。

(3) 可燃性発泡断熱材を使用した消防対象物の把握に努めること。

◇ 特殊な防火対象物

○ 可動式ブースに係る消防用設備等の取扱いの一部改正について

令和6年10月9日新消設第84号

可動式ブース（天井及び壁により囲われたブースで、防火対象物の床や壁に固定（工具等で簡単に取り外すことができるものを除く。）されておらず、人が出入りして利用するものをいう。以下同じ。）における消防用設備等の取扱いについて、令和5年4月11日付け新消設第4号消防局長通知により運用しているところですが、消防庁より運用の一部改正通知があったことから、当局の運用を下記のとおり改めたので通知します。

記

1 改正の概要

(1) 別添「令和5年3月30日付け消防予第211号通知関係」

ア 1 スプリンクラーヘッド又は感知器の設置免除要件

要件I (3)イ(イ)に「(消火実験については、別紙「消火実験基準」によること)」を追記

イ 4 その他に「(4)本通知における可動式ブースに係る取扱いについては、消防用設備等の設置が義務付けられている防火対象物の一部に可動式ブースが設置される場合を想定しているものであり、防火対象物の部分の過半を可動式ブースが占めるような活用している場合は想定していないこと。」を追記

(2) 別紙「消火実験基準」を追加

2 消防庁通知（参考）

「可動式ブースに係る消防用設備等の取扱いについて」（令和6年8月23日付け消防予第404号消防庁予防課長通知）の一部改正について

3 運用開始日

この取扱いについては、通知日からとする。

別添

令和5年3月30日付け消防予第211号通知関係
改正 令和6年8月23日付け消防予第404号

要件I	1 スプリンクラーヘッド又は感知器の設置免除要件
	(1) 次のいずれにも該当しないこと。
	ア 火気設備等（※1）の使用を行うもの
	イ 宿泊を目的とするもの
	ウ イ以外のもので、仮眠を伴うおそれがあるもの
	+
	(3) 次に掲げる要件を満たすこと。
	ア 可動式ブースの床面積は6㎡以下である。
	イ 次の(7)又は(4)のいずれかの要件を満たす。
	(7) 次のaからdまでに掲げる要件を満たす。
	a 可動式ブースの天井及び壁は不燃材料で仕上げられている。
	b 可動式ブース内に住宅用下方放出型自動消火装置（※2）が設置されている。
	c bの住宅用下方放出型自動消火装置にパッケージ型自動消火設備Ⅱ型の点検基準（※3）の例により点検が実施され、適切に維持管理されている。
	d 次の(a)又は(b)のいずれにも該当しない。
	(a) 当該可動式ブース内に可燃性の可燃物が存し、住宅用下方放出型自動消火装置では消火困難と認められる場合（※4）
(b) ※1通知別添の「住宅用下方放出型自動消火装置の技術基準」第17条の消火試験で想定されていない方法により住宅用下方放出型自動消火装置が設置される場合（※5）	
(4) 次のaからcまでに掲げる要件を満たす。 (消火実験等については、別紙「消火実験基準」によること。)	
a 当該可動式ブース内で火災が発生しても確実に消火できることが消火実験等により確認されている。	
b 当該可動式ブース内で火災が発生しても当該可動式ブースから1m離れた場所を経由して避難する者が受ける熱量が3kW/㎡未満であり、かつ、当該可動式ブースから1m離れた場所の一酸化炭素濃度の最大値が1,000ppm以下であることが消火実験等により確認されている。（※6）	
c a及びbについて、建物火災に係る工学分野に関する専門性を有する大学その他の第三者機関による検証結果が存する。	
ウ 可動式ブース外部から当該可動式ブース内で発生した火災を目標できる。（※7）	

要件II	1 スプリンクラーヘッド又は感知器の設置免除要件
	(2) 次のいずれにも該当しないこと。
	ア 火気設備等の使用を行うもの
	イ ア以外のもので、喫煙その他の火気の使用を行うもの
	ウ 宿泊を目的とするもの
	+
	(4) 次に掲げる要件を満たすこと。
	ア (3)ア及びイに掲げる要件を満たす。
	イ 可動式ブースの内部及び外部直近に煙を感知する連動型住宅用防災警報器を有効に設置し、火災を感知した際に相互に連動させる等の方法により、可動式ブース外部直近及び当該可動式ブース内部において早期に感知できるよう措置されている。（※8）
	ウ イの連動型住宅用防災警報器の設置（※9）等の方法により、可動式ブース内部で発生した火災及び可動式ブース外部直近で発生した火災を当該防火対象物における従業員等の常駐場所で感知できるよう措置されている。
	エ 可動式ブースの出入口扉に施錠装置が設けられていない。（※10）
	オ 可動式ブース内の見やすい箇所に喫煙その他の火気の使用を禁止する旨の表示が設けられている。

- ※1：令第5条第1項に規定する対象火気設備等及び令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等
- ※2：「住宅用下方放出型自動消火装置の性能及び設置の基準について」（平成6年3月9日付け消防予第53号）に定める基準に適合するものに限る。
- ※3：該当する点検項目に限る。
- ※4：例えば、表面が合成皮革、クッション材が主にポリウレタンで構成されており、座面（正面幅が概ね800mm以上）及び背面からなるソファ等が存する場合
- ※5：例えば、床から2.5mを超える高さに放出口が設けられる場合
- ※6：(7) aからcまでに掲げる要件を満たす場合を除く。
- ※7：可動式ブースの内部及び外部直近に煙を感知する連動型住宅用防災警報器が有効に設置され、火災を感知した際に相互に連動させる等の方法により、可動式ブース内部で発生した火災及び可動式ブース外部直近で発生した火災をそれぞれ当該可動式ブース外部直近及び当該可動式ブース内部において早期に感知できるよう措置されている場合を除く。
- ※8：仮眠中の使用者に対し、火災の発生を早期感知させることについて、連動型住宅用防災警報器の警報音による場合と同等以上の性能を有すると認められる場合に限る。
- ※9：火災が発生した際に相互に連動させることを含む。
- ※10：非常の際に外部から容易に解錠できる場合を除く。

要件	2 スピーカーの設置免除要件
	(1) 次のア又はイに掲げる要件を満たすこと。
	ア 1 (1)並びに(3)ア及びウに掲げる要件を満たす。
	イ 1 (2)並びに(3)ア及び(4)イからオまでに掲げる要件を満たす。
	+
	(2) 次のア又はイに掲げる要件を満たすこと。
	ア 当該可動式ブースの外に設置されたスピーカーによる放送について、当該可動式ブース内における音圧が65dB以上となることが確認できる。
	イ 次の(7)から(1)までに掲げる要件をみたす。
	(7) スピーカーから第1シグナル（※1）が鳴動した時点で、当該可動式ブース内にいる者に対し、放送設備による火災警報がなされた旨を警報音（※2）及び発光により直ちに報知できる機器等（※3）が設置されている。
	(4) 当該可動式ブース内の見やすい箇所に、次のa及びbに掲げる事項に係る表示が設けられている。
	a (7)の警報音及び発光は、可動式ブースの外における火災発生を知らせるものである。
	b (7)の警報音の鳴動及び発光の起動の際にとるべき行動（※4）
	(5) (7)の機器等の電源は、次のa及びbに掲げる要件をみたすものである。
	a 特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（※5）第2第6号の規定の例に設けられている。
	b 電池以外から供給される電力を用いる場合にあっては、当該電源が停電した場合であっても、(7)の機器等を10分以上有効かつ確実に作動することが可能な状態に維持することができる容量の電池が設けられている。
(4) (7)の機器等は、点検が実施され、適切に維持管理されている。	

- ※1：非常警報設備の基準（昭和48年消防庁告示第6号）
- ※2：65dB以上の音圧のものに限る。
- ※3：放送設備の起動や第1シグナルの鳴動等に連動して有効かつ確実に作動すること（65dB以上の音圧による警報音の鳴動及び発光の起動の状態を1分以上継続できること）をいう。
- ※4：可動式ブース外に出て、火災の発生や避難等の要否などを確認すること等
- ※5：平成20年消防庁告示第25号

3 排煙口又は散水ヘッドの設置免除要件	
要件 イ	1 (1)及び(3)に掲げる要件を満たすもの
要件 ロ	1 (2)及び(4)に掲げる要件を満たすもの

4 その他	
(1) 共用室(※1)の中又は共用部分(※2)の可動式ブース内のスプリンクラーヘッド又は感知器の設置免除要件	
要件 イ	1 (1)及び(3)に掲げる要件を満たすもの
要件 ロ	1 (2)及び(4)に掲げる要件を満たすもの
(2) 共用室の中又は共用部分の音声警報装置の設置免除要件	
要件	2 (1)及び(2)に掲げる要件を満たすもの
(3) 40号省令(※3)に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置を継続認定要件	
要件 イ	1 (1)及び(3)に掲げる要件を満たすもの
要件 ロ	1 (2)及び(4)に掲げる要件を満たすもの
(4) 本通知における可動式ブースに係る取扱いについては、消防用設備等の設置が義務付けられている防火対象物の一部に可動式ブースが設置される場合を想定しているものであり、防火対象物の部分の過半を可動式ブースが占めるような活用をしている場合は想定していないこと。	

- ※1：特定共同住宅等において、居住者が集会、談話等のように供する室をいう。
 ※2：特定共同住宅等の廊下、階段、エレベーターホール、エントランスホール、駐車場その他これらに類する特定共同住宅等の部分であって、住戸等以外の部分をいう。
 ※3：特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号）

別紙

消火実験基準

1 前提条件

- 可動式ブースの内装の仕上げは、実際のものと同一の仕様とすること。ただし、実際のものに複数の仕様がある場合は、不燃性能の低い仕様のものとする。
- 可動式ブース内には、実際に収容が想定される家具を配置すること。ただし、実際の家具に複数の仕様がある場合は、発熱量が最も大きい家具（例：クッション材が主にポリウレタンで構成されたソファ）を配置すること。
- 可動式ブース内の照明器具は、実際のものと同一とすること。
- 可動式ブースに空調設備がある場合は、通常想定される運転状態とすること。
- 可動式ブース前面の扉は開放した状態とすること。ただし、自動閉鎖装置が設けられている場合はこの限りでない。

2 実験条件及び判定基準

2-1 本通知中、1(3)イ(7) a から c までに掲げる要件を満たしている可動式ブースの場合

- 実験条件
 - 試験は、屋内の試験室内で実施すること。
 - 着火箇所は、発熱量が最も大きい家具等の最も速く延焼が拡大すると想定される箇所（例：ソファ座面の背もたれ側）の1箇所とし、助燃剤として、ノルマルヘプタン（50ml）を染み込ませた綿ウエスを用いること。
- 判定基準
 - 着火の確認から20分以内において、有炎現象が認められず、かつ、その後5分間はその状態が継続すること。

2-2 2-1以外の可動式ブースの場合

- 実験基準
 - 2-1(1)の例によるほか、次によること。
 - 熱量を計測する箇所は、次に掲げる部分から1.0m離れた位置で、かつ、床面から高さ1.5mの位置に設定すること（別図1参照）。
 - 可動式ブース内を目視できる部分が存する面（光が透過する面を含む）の中心
 - 出入口扉（自動閉鎖装置が設けられている場合を除く）の中心
 - 一酸化炭素濃度を計測する箇所は、開口部（出入口扉（自動閉鎖装置が設けられている場合を除く）・排気口等）の中心から1.0m離れた位置で、かつ、床面から高さ1.8mの位置に設定すること（別図2参照）。

ただし、出入口扉が自動閉鎖装置により閉鎖されており、かつ、排気口が可動式ブースの屋根部分にある場合で、当該排気口の直近において計測する場合は、これによらないことができる。
 ウ ア及びイの計測は、実験の終了まで継続して行うこと。

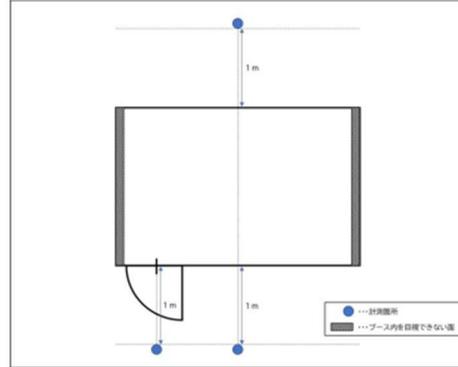
(2) 判定基準

- 着火の確認から20分以内において、有炎現象が認められず、かつ、その後5分間はその状態が継続すること。
- アの間は、熱量が3kW/m²未満で、かつ、一酸化炭素濃度の最大値が1,000ppm以下であること。

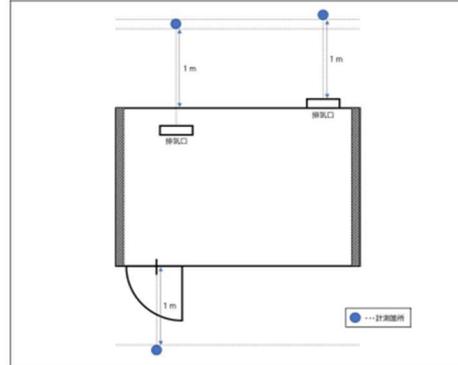
3 その他

実験を実施していない可動式ブース（以下「実験未実施可動式ブース」という。）のうち、当該可動式ブースよりも床面積が大なる可動式ブース及び小なる可動式ブース（実験未実施可動式ブースと仕様（内装の仕上げ、家具、照明器具、空調設備、扉及び消火装置等）が同一のものに限る。）が、2に定める判定基準に適合している場合は、実験を実施せずとも当該判定基準に適合しているものとして取り扱うことができる。

別図1



別図2



■ Q & A ☆

（利用者が特定されている集会場の取扱いについて）

◇ ■平成29年1月1日削除

◇ 特殊な防火対象物